

第十九回国会
衆議院

水産委員会
議録 第十九号

昭和二十九年三月二十四日(水曜日)

午後一時四十七分開議

出席委員

委員長 田口長治郎君

理事 小高 嘉郎君 理事 川村善八郎君

理事 鈴木 善幸君 理事 田淵 光一君

理事 中村庸一郎君 理事 山中日露史君

理事 田中幾三郎君

遠藤 三郎君

濱田 幸雄君

吉武 恵市君

淡谷 悠蔵君

中村 英男君

出席政府委員

外務政務次官 小淵 彬君

厚生技官(公衆衛生局環境衛生部長) 楠本 正康君

水産庁長官 清井 正君

委員外の出席者

海上保安監 砂本 周一君

片警備救難部長 徳久 三種君

専門員 徳久 三種君

三月二十日

余別港の水域変更に関する請願(椎熊三郎君紹介)(第三六九一号)

漁船損害補償制度の拡充強化に関する請願(佐々木盛雄君紹介)(第三七三五号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十七日

漁業災害補償法の制定促進に関する陳情書(漁船保険中央会会長秋山俊一郎)(第二〇二二二号)

同月二十三日

漁港予算増額に関する陳情書(宮崎市別府町宮崎県漁港協会会長川上善次)(第二二三九号)

漁船損害補償制度拡充強化等に関する陳情書(漁船保険中央会会長秋山俊一郎外五十二名)(第二〇二三号)

指定中型まき網漁業の大型まき網への転換に関する陳情書(下関市海岸通り西部日本海海区指定中型まき網漁業協会会長天野郡治外二十三名)(第二〇二四号)

ひとでによる貝類被害救済に関する陳情書(千葉県東葛飾郡浦安町長内田成夫外二名)(第二〇二五号)

同月十九日

漁業災害補償制度確立に関する陳情書(高知県議会議長横山徳郎)(第二〇二六号)

漁業改良普及事業に対する国庫助成に関する陳情書(高知県議会議長横山徳郎)(第二〇二七号)

水産資源保護法の拡充と活用に関する陳情書(東京都千代田区九井内全国内水面漁業協同組合連合会会長森幸太郎)(第二〇二八号)

水産保護と産業排水等の調整に関する法律制定の陳情書(東京都千代田区九井内全国内水面漁業協同組合連合会会長森幸太郎)(第二〇二九号)

遠洋漁業振興対策に関する陳情書(高知県議会議長横山徳郎)(第二〇三〇号)

同月二十三日

漁港予算増額に関する陳情書(宮崎市別府町宮崎県漁港協会会長川上善次)(第二二三九号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

ビキニ環礁附近における爆発実験による漁業損害に関する件

北洋漁業並びに水産貿易に関する件

○田口委員長 これより会議を開きます。

まず公海漁業に関する件について議事を進めます。ビキニ環礁附近における爆発実験による日本漁船の被害事件

に、質疑の通告がありますからこれを許します。鈴木善幸君。

○鈴木(善)委員 先般起りましたビキニ環礁地帯におきます原爆あるいは水爆の爆発実験に伴いますわが国の多くの漁船の被害につきまして、非常に広汎な各種の問題が生じまして、おのずから外務政務次官にまずお尋ねをいたしたいと存じます。先般の爆発の結果、漁船の出入禁止の海域をさらに大幅に拡大するということが伝えられておるのであります。この立入り禁止海域の拡大は、わが国の最も期待されるところのわが国・まぐろ漁業に及ぼすところの影響は、きわめて甚大なものがあるのではないかと、関係漁業者が非常に大きな関心を払っておられるのであります。もとよりあの海域は、海域自体の漁場価値というものは、それほど高く評価されてはいないようでございますけれども、重要な漁場に出漁いたしますために、伝えられるような海域の拡大が行われます

と、非常に遠まわりをして漁場に行かなければならない。そのために航海日数に二週間あまりの時間を要し、燃料その他の費用がそれだけかさむのみならず、現在の漁船の油の搭載能力からいいますと、それだけ漁場におけるところの操業日数が勢い短縮せざるを得ない。漁業経済に及ぼすところの影響はきわめて深刻なるものがあるわけでありまして、この漁場立入り禁止拡大に對しまして、政府は正式にアメリカから通知を受けておられますかどうか。またもし通知に接しておるといたしますならば、わが国の立場を十分反映せしめるような外交折衝をなさつておられるかどうか、この点をまずお伺いしたいと思ふのであります。

○小淵政府委員 この危険区域拡大の通報は、十九日にまず在米井口大使に對してなされました。同時に東京においても、これが在日米大使館から外務省に通報せられた次第であります。このような危険区域の変更がありますのは、普通の場合には、水路部の告示でもつて世界各國に通報するという国際水路会議の規定によるとりにはからいず、事にもかんがみまして、特に日本側へ通報いたしまして周知方ととりはからうようにという申出があつたのであります。これによりまして外務省として、とりあえず関係庁の方へこれを通達いたしましたし周知方ととりはからいし今度の危険区域というものは、これ

までの危険区域よりも非常に広汎にわたるものでありまして、日本の漁業また公海に重大なる影響もあると考えられますから、さつそく各関係庁と詰合をいたしまして、これに對する今後の措置、特に米國に對しては、いかなる申入れをするかというようなことについて協議をいたしたのであります。

大体話も一部まとまりましたので、外務省としてはこれをさらに正式な申出の形式にまとめるため、せつかくこれを審議しておる次第でございます。もちろんこれは正式の申入れと同時に、今こういふ重大なる問題が起つておりますので、始終米國側と接觸いたしまして、日本側で一体どういふ意向を持つていくかということとは、公式ではございせんけれども、非公式には始終先方へ通報いたしておるのであります。なおどういふ点に特に日本側の希望があるかという点については、水産庁においては特別な関心があり、またその方で研究せられた点でありますから、内容について御質問がありますならば、水産庁長官からでもお答えいたしまするべきであると存じます。

○清井政府委員 ただいま政務次官からお答え申し上げたのであります。私もそのとおりでございます。とりあえずの通知を外務省より受けまして、関係方面に周知徹底の方がありまして、で、とりあえずの処置をいたしまして、該地域の拡大につきましては同日ただちに各漁業無線を通じて、出漁しております漁船にすぐ通報いたしました。

第一類第十号 水産委員会議録第十九号 昭和二十九年三月二十四日

一

また同時に關係県を通じて各組合等にも連絡をいたしまして、同海域の拡張の通告に対するとりあえずの漁船に対する周知徹底の方策は講じたのであります。しかしながら私どももいたしましては、この区域が拡張されるということにつきましては、いろ／＼の観点から問題があるのであります。ただちに關係者である太平洋漁業対策本部の人々の意見も聞いたのでございますが結局この問題につきましては、同漁場価値という問題もありますが、同時にまたもとより南方に出漁する漁船の通路に當つておる。従つてあそこが、ああいうふうに範圍が広がりますと、迂回して航行しなければならぬというようなことによつて影響があるというような考え方であつたのであります。私どももまた同様に考へております。

そこでただちに私どもは太平洋漁業対策本部の意向について、その筋にただしてみようと考えておるのであります。向うでは六月末日までやりたいという意向でありますが、そういうような立入り禁止をいたさんとする期間の問題等、あるいは漁場の区域の問題等いろ／＼問題があるのであります。て、そういう問題につきまして、いかにこれをアメリカ方に当方の意見を通報してやるかという問題につきまして、外務省と目下折衝をいたしておるのであります。私どもの意見は、端的に外務省にも十分お申入れをいたしてある次第であります。

○鈴木(善)委員　ただいま外務政務次官並びに水産庁長官から御答弁があつたわけでありますが、先ほど申し上げましたように、この危険区域の大幅な拡大ということが、日本のまぐろ漁業

に非常に大きな影響があるということから、政府としてもアメリカに対して申入れを行つておるということでございますが、その内容はただいま長官から概略御説明がありましたように、期間の短縮が可能であるかどうか、また漁場との関係においてできるだけ影響を少くしよう、そういう点にあるうかと思ふのでありますが、この具体的な面につきましては、外交交渉の問題でございまして、これ以上お尋ねをすることはさしつかえたいと存ずるのであります。どうか政府におきましては、わが国の漁業に及ぼす影響がきわめて深刻であるという事態を十分御認識いただきまして、日本側のこの申入れが十分実現できますように、特段の御努力を願いたいと思ふのであります。

次に私は、この太平洋のまん中にお
きまして、このように実験のために距
岸三海里を大幅に越えて、非常に広い
海域にわたつて危険区域立入り禁止の
設定をする、これは従來の國際公法に
基くところの公海自由の原則に抵触す
るさらいがあると思うのであります
が、その法的な根拠はいかような立場
をとつておられるか、この点の政府の
御見解を承つておきたいと存じます。

○小瀨政府委員　危險区域をアメリカ側がビキニ海域に設けましたのは、旧日本南洋統治地域において米國が閉鎖區域というものを設定したのに始まつております。これが一九四七年であります。これが、信託条項によつて、あの地域を戰略地域として、最初はエニウェトツクであります。あそこを中心とした領海を閉鎖地域に設定いたしましたので、これを安保理事會に通告するとい

う措置をとり、新式兵器の実験をする
というようになったのであります。し
かしこの閉鎖区域は、そこに入つては
ならない、また許可がなければ入るこ
とを許さないというような一つの閉鎖
区域、いわゆるクローズド・エリアで
あります。危険区域の方は、その閉
鎖区域を指定された結果、付近の船舶
なりあるいは人命その他の財産等に危
険があつてはいけなからという意味
で、特に警告の意味で危険と思われ
る一定の区域を限つて、危険区域とし
て設定したものであります。従つてこ

た。この一応の危険の警告をする為であるという見解でありまして、その影響を受けとるころの者にとりましては、これは非常に重大な問題であり、経済的にも、特にわが国の漁業の経済に及ぼすところの影響は甚大であります。関係国の了解と同意を得なくとも、一方的な宣言をやつて行けるものかどうか、その点についてあらかじめ日本政府に対して、ただ通告でなく、了解なり相談があつたかどうか、その点をお伺いしたいと思うのであります。

○小瀧政府委員 この危険区域の設定につぎましては、先ほど申し上げましたような、普通の国際慣例で行われておるような措置をとつただけであつて、日本に相談したことはございません。ただ一昨年九月十八日に、日本の船でこの区域に入つたものがあるから、それは非常に危険をもたらすおそれがあるので、十分注意してもらいたいという意味で、在米日本大使館を通じて注意を喚起したことがあるだけであります。先ほどもちよつと例に申しましたように、危険区域というのは、これまで例のあることでありまして、新しい措置ではない。従来も、特に演習をする場合とか、あるいは特別に危険な操作をする場合に、今申しましたような告示でやるという場合は中

くなかつたのでございます。ただこゝで問題になりますのは、一体危険区域を設定しただけで事足りるとすべきであるかどうか。そのあとにいかなる警戒措置をとるのが至当であるか。こゝはそのときの危険の程度にもよることでありましょう。あるいはB二九、D三六を飛ばして、無電を使つて十分

の辺を調べて、間違いないようにするといふことが必要な場合もあるでありましよう。そういう際に、ただ危険区域を設定しただけで事足りれりとするような議論が成り立つかどうか。これについては私も疑問を持つておりますので、そうした事実について現に米岡側に聞い合せておりますが、そうした第二次的な警告措置についてどういふようなことをやつたといふことは、まだ回答に接しておりません。

かりに大きく言えば太平洋全部に及ぶ
というようなことになれば、その航行
を禁止するにもひとしいことでありま
すから、そういうような必要が起つた
とすれば、当然關係国にも協議しなけ
ればならない筋合いになるだろうと存
じます。しかしこれまでの区域は比較
的陸地から離れたところであつて、こ
れまでの常識で言えば、かりにこれま
で設定せられた区域だけが危険であつ
て、それ以上に危険が及ばないとする
ば、それほど不当に大きな海域を危険
区域として指定して、その通行を專
断上不可能にするというような性質の
ものでもなかつたように思ひます。こ
の危険が起りますまで、危険区域につ
いて米國に対して抗議をするとかある
いはいろ／＼の申入れをするというう
とはなかつたのであります。

○鈴木(善)委員　このような集居区域に設定の通告をやる以上は、その危険區域に船舶が入らないように保護する意味合いにおきましても、十分な警戒措置をとるべきだという政務次官の御見、まことに同感であります。アメリカは、先般の三月一日の突襲におきして、そのような万全の警戒措置を

つておつたかどうか、また次に行われようとする実験の際には、さらに今回の不祥事件にかんがみて、より以上完璧な警戒、保護の措置を講ずるよう、実際にその被害を受けた関係国日本として強く申入れて、必ず実現させべきだと思つておられます。この点に対して外務省はどのような措置をとつておられますか、お伺いしたいのであります。

○小瀧政府委員 先ほども申しましたように、先方には随時こちらの考え方をお伝え、またこれまでこちらで調査した結果に基いて、いろいろ話し合いをいたしております。ただ正式な申入れになりましたと、先ほど水産庁長官から申しました、この危険区域を設けている期間の制限という問題にいたしまして、このような実験をして、そのあとをなるべく早く危険区域でないように解除するようにという点をとつて考えてみましたが、現に科学者が集まりましていろいろ研究はしております。その研究の結果を待たないと、ただ短かくしろというだけで、かえつて危険を増加するということになつても困りますし、またこちらの準備が十分でなくて、申し出ましてただちに向うから反響されるような申出でもどうかと思われまして、非公式にはいろいろ先方に申入れております。もちろん東京の米國大使館、またアメリカの日本大使館から國務省に申しまして、専門家でないので時間がかりますから、それに対する反響をすぐつかむというわけには行きませんが、非公式にはこちらの意向を先方に伝えまして、先方の研究調査を促しておるような次第であります。公式な申入れも

きわめて近い機会にいたしたいと思つております。

○鈴木(善)委員 次に今回被害を受けた漁船の船員並びに漁船の補償の問題につきましてアメリカ当局も非常な誠意を示されて、アリソン大使を通じて正式に十分な補償をやる、またあらゆる面で治療その他に協力をするという、当然ではあります。が理解ある申出をしたということをお伝えしておるのではありませんが、その後におきますところの補償に関する日米間の交渉はいかやうに進んでおりますか。具体的に船員あるいは漁船の補償について、十分関係者が困らないような救済の措置を講じ得る見通しをお持ちになりますか、その点をお伺いしたいと思つております。

○小瀧政府委員 補償の問題につきましては、米國の方でこの事実が判明次第公正なる補償をいたす意向であると、このことを声明したのであります。その後官廳の話しとして新聞で伝えるところによれば、この日本の船が危険区域にあつたとなつた等とを問はず賠償するということに伝えられますし、また一方では、原子力委員会の方の委員長をしておる人の言明としては、まず事実を調査することが必要であるというふうな、むしろ反対的な声明もありまして、いつ、どういふ方法で賠償を実施するかは、正式にはまだ決つており私どもの方にはわかつておりません。そこで日本としては、とりあえずこちらで調べた結果に基いて賠償を要求すべきであるという意見も出ておりますが、何分今度の被害は相当広範囲にもわたつておりますので、そうした面も一応は調査を進めておりますが、まだ決定的なところに参つておりませ

ん。それに加ふるに、これに関連したいろいろな問題も非常に調査を急いでおられますけれども、結論的なものには達していないので、先ほどから申し上げますように、正式に文書にまとめて、先方へこれ／＼の額をこういふふうにしてもらいたいというふうな申出はいたしておられないのであります。しかし幸いにしてわれ／＼の接触している感じが申しますと、この問題は先方も非常に憂慮いたしておりますので、必ず適当な措置が米國側によつてもとられるであらうということをお待ちしてゐる次第でございます。

○鈴木(善)委員 今回の事件についての科学的な調査につきましては、日米合同調査という機関がいち早く設置されました、あらゆる角度から科学的な調査研究を遂げておるようでありまして、この補償の問題につきましても、日米間にそのような合同調査機関を設けたいとして、直接間接の被害について十分な正しい補償がなされるよう、政府はそういう合同調査機関の設置を要する御意思はございませんか、この点をお伺いしたいと思つております。

○小瀧政府委員 去る十六日に米國側へ、まず米國側で判明している事実を問ひ合せましたことに對しまして、まだ正式の回答が参つておりません。しかし最近の情報では、できるだけ早く回答をよこすということをお言つておりますが、向うからの回答と、また日本側で今しきりに進捗しておる日本側の調査を突き合せてみまして、非常に見解の相違と申しますか、調査の結果に相違があるというふうな場合になれば、今鈴木さんのおつしやいましたよ

うなことも考えなければならなくなるかも知れませんが、現在のところは、日本は日本の調査に基いて、そして日本の要求すべきことは要求するという方法で進めたいと思つております。

○鈴木(善)委員 先ほど政務次官の御答弁の中にも、今回の事件の被害は相当広範に及んでおるといふ御意見がございましたが、事實はまったくその通りでございます。今度の事件が、わが國のかつお・まぐろ漁業はもとよりでございますが、全漁業、全水産業に与へました経済的な影響、また消費大衆に与へました水産食料に対する心理的な影響はきわめて深刻であり、甚大であるわけでありまして、政務次官もすでに新聞等で御承知と思つておりますが、まぐろ類あるいはさめのこときは、ほとんど現在でもなお価格は三割程度下落をいたしております。一時は東京の築地の市場等は、ほとんど大物の市が立たない。一般的に一時は半値以下に価格が暴落しておるのであります。その他まぐろ以外の水産物につきましても、ほとんど漏れなく影響を受けておるのであります。わが國の漁業界がこうむつたその影響はきわめて深刻なものであるわけでありまして、政府におきましては、直接の被害であり、また船員あるいは漁船の補償はもとよりでありまして、わが國の水産界に及ぼしたところのこれらの打撃、影響につきましても十分調査をされまして、これをアメリカ側が納得するように十分なる措置を講じていただきたい、このことを特に強く希望いたしますのであります。次に外務政務次官にお伺いしたいと思つておりますが、新聞等で報ぜられておるところによりまして、ア

メリカ側から、被害を受けた船員及び漁船をアメリカ側に引取りたいという申入れがあつたやに伝えられておりますが、もしそれが事實であるといふならば、日本政府としてはどのような立場をとつて交渉を進めておられますか、その点をお尋ねしたいと思つております。

○小瀧政府委員 船員のことには存じませんが、船舶に関しては、アメリカの方で灰の実験などをしていから引渡してもらえないだろうかという非公式な申出があることは、私も承知いたしております。しかしもしも承知したくないかは、これは日本の國籍の船舶でありまして、当然日本がかつてにいかようにでもきめられることであります。が、できるだけこういう惨禍を、災いを免じて福となすために、研究あるいは今後の治療に役立つような方に利用することが最も適當でありますので、そうした問題は実は外務省の主管すべき問題でもなく、いろいろ厚生省とかあるいは水産庁その他関係の向き、ことに學界も非常な関心を持つておられますので、こういう各方面と連絡いたしまして、その結論が、かりに向うへ渡した方が有効であるというところになれば、外務省は対外的折衝の機関でありますから、そういうふうにとりかはらうことになるのであります。しかしもしそれが反対であるならば、外務省としては特に引渡さなければならぬ、あるいは引渡しては困るという特別な外務省の見解は持つていないのであります。

○鈴木(善)委員 船舶問題についてそういう申入れがあるという点がはつきりいたしたわけでありまして、政務次

官が言われますように、このような人類の惨禍を将来再び起さないように、また治療その他の今後の対策を確立いたしますためにあらゆる関係機関に便宜を供与して、あらゆる角度からこの原子力の問題について究明をするという点につきましては、おそらく国民諸君も十分納得いたしているところと承知でございますが、しかしそれはあくまで日本がその便宜を各方面に供与するという立場でありまして、直接の被害をこうむつた日本国におきましては、科学あるいは医学、あらゆる方面の機関を動員して、貴重な、しかも非常に深刻な犠牲の上にできたこの問題の究明を十分やる意味合いにおきましても、また今後の漁船のこういう事態に対する日本の恒久的対策を立てる意味合いからいたしまして、この漁船は断じてアメリカ等に渡すべきではない。便宜は与えてやるけれども、あくまで日本が中心になつて、この船を徹底的に、科学的に究明する資料として確保すべきだということが、学界を初め国民の感情であるうかと私は思うのであります。この点につきましては、ただいま政務次官もあくまで日本の船であり、日本の考え方によつて独自の立場で処理さるべきものだというお話がございますから、外務当局においても、十分国民感情を了察されました、善処されることを希望するものであります。

次に、先ほども申し上げましたように、今回の事件がかつお・まぐろ漁業その他に及ぼした影響は非常に深刻でございます。国内におけるまぐろ等に対する国民の恐怖感、時間とともに徐々に解消されて行くことは考えられ

るのでありますが、私どもが一番憂慮いたしておりますのは輸出の面でございます。御承知のようにかつお・まぐろは対米輸出の非常に大きな部分を占めているのでありまして、その輸出額は生糸をしのいで年間約三千万ドルを越えるという、わが国にとつては重要な輸出水産物であるわけであります。このことについてすでに外国新聞等も大きな関心を払つておりまして、日本がこれらの輸出にあつたつて十分な検査をやつているかどうかということについて、異常な注意を払つております。またアメリカのカン詰業者その他も、これについて異常な関心を寄せられています。外貨獲得に非常に重要な役割を果しているまぐろ・かつおのカン詰及び冷凍輸出品の今後の輸出の上に、いささかでも影響があると思いたしますならば、重大な問題であると思ひます。これにつきましては水産庁あるいは厚生省におきまして、いかようなる御措置をとつておられますか。この点をお尋ねしたいと思ひます。

○清井政府委員　ただいま御質問がございまして輸出まぐろの措置でございますが、これにつきましては、先週のこと終りごろでございましたが、こういうふうな事態が単に国内の生産者あるいは消費者等に対する影響にとどまらず、ひいては冷凍まぐろ、あるいはカン詰の輸出先であるアメリカの消費者に対してもある程度の影響が当然考へられる。そこでこのかつお・まぐろの冷凍並びに輸出品は、御承知の通りわが国の水産のみならず、輸出品としてのも相当重要な地位を占めているのでありまして、これの今後における興隆は、

わが国水産業にきわめて重要な影響を及ぼすことは当然であります。そこで私どもは、これは早く適当な措置——先手を打った方がいいという考え方を持ちまして、当時業界の意向も聞きまして、輸出されるところの冷凍及びカン詰については、厚生省の權威ある検査を受ける。この検査の結果これが全然無害であるという証明を発行することによつて、この商品の信用度を確保するという措置をとろうということとしたのであります。決定後ただちに実施に移しました結果、その後この事件が起つてから輸出されまず冷凍まぐろにつきましては、全部厚生省の權威ある検査を終りましたのであります。輸出船積みをしたしたのであります。その後検査をいたしましたでも、何らの事故がなく、ただいま進行をいたしている最中であります。業界においても、このことについてきわめて関心を持つておりまして、現在われ／＼の考えておりました措置に全面的に協力をしているようでありまして、私どもとしては、この問題の見通しのいかに関連いたしましたますが、当分はこの措置を続けて参りまして、米国向けの輸出について努力を払つて参らなければならぬと考えている次第であります。

○田口委員長 厚生省環境衛生部長は今役所を出たそうですから……。

○鈴木(善)委員 ただいま長官からの御答弁によりまして、政府が特に輸出した水産物の面に重大な関心を持たれて、この事件が起るとただちに適切な措置を講じておられることを伺ひまして、私ども満足したものでございます。私は結論として申し上げたいのであ

りますが、わが国の漁業は、沿岸漁業においては、資源の枯渇によつて年々漁民の経済は疲弊の一途をたどつております。また李承晩ラインの設定等によつて以西底びきを初め深刻な打撃をこうむつてゐる。その他ソ連における拿捕、中共における、わが国の漁業が頻発いたしまして、わが国の漁業は全面的に重大なる悲境に立たされてゐるのであります。ただわずかに日本の漁業の将来の発展の道は、遠洋かつお・まぐろに大きな期待を寄せられてゐるのであります。その際に今回の不祥事件が惹起いたしまして、わが国の漁業界のこうむつた影響はきわめて深刻かつ甚大であります。私は伝えられるところの危険水域の拡大等に対しても、政府関係機関が、日本漁業の監視されております現在の態勢を十分認識されまして、これの対策を十分立てられることが必要であり、かつ国内の消費者の啓蒙、あるいはただいま清井長官からお話がありました、日本においてはこのような万全の検査の措置を講じておるといふ点を、外務省その他を通じて、国際市場に対して啓蒙宣伝を十分徹底せまして、日本の漁業及び水産物の輸出について、できるだけ影響を少からしめるように、今後日本のかつお・まぐろ漁業が、このためにこれ以上大きな打撃をこうむることのないように、特段の御配慮をいただきますことを特に強く希望いたします。して、私の質疑を終ることにいたします。

○赤路委員 関連して。先ほど鈴木委員の質問に対して外務次官がご答へになつた中に、本問題が起つてから、さつそく関係各省と協議をして、まとも

つた意見を待つて外務省の方から正式に申し入れたらということをおつちやつております。これに對して水産庁長官の方から、当面とつてあえずの措置と、申入れらしい要綱を御答弁になつたのでありますが、鈴木委員はこうだろうという仮定の上に立つて話を進められたいようであります。そこでその協議されてまゝあつた意見というものは、一体どういうものであつたか、そのことをそのまゝアメリカ側に正式に申し入れたのか、この点をひとつお聞きしたいと思ひます。

○小瀧政府委員 私は正式に申し入れたと言つたのではございません。大体話に一応のまとまりがあつたから、その都度こちら側の意向はこういう点が必要点であるというような点を、随時先方と話し合つたといつたのでありまして、正式の申入れにつきましては、いろいろ調査の結果も総合して考えないと、すぐ申し入れても、それが合理的でないものでありますと、結局こちらの申入れがそのまま実行できないということになるので、そうした面も考慮しなければならぬため、非公式に話し合ひをしているということと言つたのであります。

○赤路委員 それはよくわかりました。それでは關係各省と御協議になつて、まゝあつた意見はどういうものであつたか、これをお聞かせ願ひたい。

○小瀧政府委員 まだここで、一々具体的にどうだということをし上げる段階に至つておりません。先ほど申し上げたように、大体の意向はこういうところにあるのではないかということを楽しきとめた程度であります。ただいまそうした点は、まだはつきりした結

論でもございせんので、ここで声明する段階になつていないと考えます。

○赤路委員 それでは水産庁長官が、各業者に対してとりあえずの措置として、危険区域の拡大についての通告をやつた、それから各県へもそうした通告をしたとおつしやつたこと、及び危険区域として拡大通告があつたその場所において、演習する時期の短縮ということが可能であるかどうかというところ、あるいは危険区域の縮小というところ、あるいはちよつと今水産庁長官の御答弁の中にあつたと思いますが、この通告は水産庁だけでおやりになつたのであるかどうか、あとの期間の短縮が可能であるかどうかということその他の点は、ただ協議だけであつて、この点について、正式にアメリカ側と話し合つたものではないと確認をしていいの、この点お聞きしたいと思ひます。

○清井政府委員 私からお答えできることだけ申し上げます。私は危険区域の拡大の通告が正式にあつたという通告を外務省から受けたのであります。同時にこれを各方面に周知徹底してもらいたいという通告を受けたのであります。これは私どものみならず、海上保安庁等の関係各省も同様を受けております。私どもはこの通知を受けましたから、ただちに外務省及び関係官庁と相談をいたしまして、この通知を受けたからには漁船の操業の安全を守るという観点から参りまして、とりあえずこういう通告があつたということの通報をいたしたのであります。その点は先ほど申し上げた通りであります。そこで私どもは、その後いろいろ事情を検討いたしまして、本問題につきま

して、外務省といろ／＼折衝をいたしておる、こういう次第であります。

○赤路委員 関連質問でありますのであまり他の面にわたりたくはないと思いますが、鈴木委員からアメリカ側の申出による福龍丸の引渡し交渉と申しまうすか、これが非公式にあつたかというようなお尋ねがあつたようであります。これに対しては関係各省とよく協議をしてみても、その協議の結果渡すことの方がいいという結論が出れば渡すことになるかもしれないという御答弁であつたと思ひますが、いろいろ考へ方もあると思ひますが、私は鈴木委員がおつしやつたように、これはいかなる理由があるうとも、絶対渡すべきでないと思ひます。こうした考へ方で協議をされるということ自体が、私は間違つておるのではないかと思ひます。もちろんアメリカ側の方では引取りたいでしょう。しかしアメリカ側の今回の事件に関する考へ方と、日本側の考へ方とは、まるで私は立場が違つておると思ひます。アメリカは、みずからがやつた原爆の効果というものが、どういふふう

に現れてゐるかということの上に立つて、福龍丸を必要とするでしよう。しかしながら日本はそうじゃない。日本側の立場から言うならば、全世界をおしなべてみても、原爆被害を受けたというのは日本だけじゃない。従つて日本の立場からこれを言うなれば、これは日本人全体の生死の問題なんです。日本みずからの手においてあくまでもこれを究明して行くといふことが、私は日本の立場だと思ひます。どういふ結論が出るか、これは仮定の問題であつてわかりませんが、私は鈴木委員と同様、絶対に渡すべきでない、こ

いうふうに考へておりますが、これに對する外務次官の考へ方をいま一度お聞かせ願ひたいと思ひます。

○小瀧政府委員 先ほど申しました言葉に、私はかりにという言葉を二度使ひましたが、かりにといううことになれば、その全体の利害得失、どれだけの貢献するかという考究の結果によつて、そういうこともあり得るということとを申したのであります。ところで一体根本的にアメリカに引渡すということとを言えば、言葉が悪いのであります。が、ただ向うに持つて行くといふのはなくて、今の静岡にありますが船の灰を取除いて消毒をすることは、これは日本がやつていいし、適当な機関でやつていいのですが、けさも聞きましてけれども、静岡あたりでは、あそこ船体があつては、非常に人心に与える影響もおもしろくないといふことを、陳情に見えた向きもあるものであります。これは引渡しの問題とは別であります。が、そういうふうな関係もありま

すので、あそこについて置いていいか、悪いかといふことは考へものだらうと存じますが、今その船をどこかに動かしてきれいにするとか、あるいは代船をつくるかといふことは別箇の問題として、十分各庁で考へておるところでありますから、それに従つてやるのが一番適當であるという措置について、その意向を尊重いたしまして行動いたすことになりま

までも日本みずからの立場をはつきり堅持してやつていただきたい、このこととでありまして、おそろくこれは外務次官と私の方の考へ方の相違だと思ひますから、ここで何べんやつてみても始まらぬと思ひますので、これ以上は申し上げません。

ただもう一点お聞きしておきたいことは、いまだに正式な申入れ、抗議等がアメリカに何らなされてない。これはいろいろと研究して慎重を要する。もしも、反響を受けるような事なことは困るというふうな外務次官のお話であつたと思ひます。これはどこまで慎重にやられるかわかりませんが、しかし事は原爆という、あまり類のないことであつて、これを研究するといふんじや何年かかるかわけわからぬ。これはそういう考へ方ではない、あくまでもただちにこれらの点に對しては抗議をすべきであると思ひます。鈴木委員の質問の御答弁の中にもあつたのであります。が、以前からあそこは危険区域としてある程度の区域が設定されておつた。その区域のあつたときはあまり問題にされていなかったのだ。ところが今度の事件が起つてから大きく問題にされて来ておるに思われるといふような面が御答弁の中にあつたと思ひますが、私たちもそう思ひます。もつと率直に申しますならば、私たち自身がこれに對してはうかつであつたのではないかと。かりそめにも公海のまん中に一線を引いておるといふことは認めざるを得ない。これを日本では認めておる。一体その法的根拠はどうかといふので、鈴木委員から話があつたわけなんです。が、私が心配いたしますのは、それに強く抗議をしない、こ

この危険区域拡大の線がそのまゝ一時にあつたとしても、日本によつて認められるといふことになりまうすならば、爾後の日本の遠洋漁業に及ぼす影響を考へてみなければいけない。しかも今日日韓会談がそのまゝで、一向膠着して放置の状態にある。これとて、この六月になりますならば当然漁期に入るわけなんです、再びこの問題が燃焼して来ることは明らかなんです。日韓会談が問題となつておるのは、やはり李承晩ラインの問題なんです。公海のまん中に線を引くことをわれ／＼は許さぬ、こういうことなんです。もしもこういう面がそのまま認められるといふことになる、日韓会談に及ぼす今後の影響といふことも考へなければいけない、それだけでなくアラフラ海の問題にいたしまして、フィリッピンにしても、インドネシアにしても、いろいろ問題が幅をひろげておる。これは日本の遠洋漁業の生命を制する問題になると思ひます。そういう観点から行

くならば、これは一時たりといへども私は認めるべきでない。ただちにこれは抗議をしてしようという一方的宣言をなすことと努力をすること、今日政府としての使命でないか、こういうふうには私は考へる。この点についてどういふふうにお考へになつておるかといふが一点。

もう一点は、このアメリカ側の方の措置については、安保理事會に出しておるというお話があつたように思ひます。そこでこうした問題について、政府は国連に對して、これらのものを撤回するための抗議をする意思があるかどうか。あるいは申入れ措置をとる意思があるかどうか、この二点をお聞き

思があるかどうか、この二点をお聞き

したいと思う。

○小澤政府委員 先ほど御指摘がありましたが、御指摘の御結果を待とうという気持は毛頭ございませぬ。御指摘のようにこういう問題を深く探究いたしますればいろいろの問題も出てまいりまうから、そういう結果を待つて正式な抗議をするという考えでなしに、ちやうどこちらの調査が整いましたならば、こちらから申入れをする考えであります。しかしその前に随時相互話し合いをしておるというのが現状であります。そこで御質問の第一点は、危険区域を認めないというに、これの設定に抗議を申し出るということでありまう。これは結局今度の調査がある程度まで進み、そうして今度拡大された危険区域はどれだけの打撃を与えらるかという点においてよく調べました上、もつと力の弱いもので実験してみようとか、いろいろ申出の方法はあらうと思ひます。根本的に申しますれば、こうした実験とか射撃とかいふ場合には、海上において危険区域というものがあるが従来国際慣例上認められておりますので、その領土内で行う実験の結果が他に大なる影響を及ぼさないような予防措置を十分講じてやるといふことになれば、そういう実験は絶対にしてはならぬということは日本としては言えないと思ひます。こうした実験も終局的には平和の意義といふことを考へてやつておるものと私は見ておるのであります。公海で灰が落ちるようなことは絶対にやつてはいけません、艦隊を持つてゐる国も海上で演習をするのは公海自由の原則に反するから絶対にいけないということまで世界の状況が進んで、理想境になつて

おればありがたいのであります。現在はそのようではないので、そうした根本的な申入れができるかどうかは、十分考慮いたしまして措置をとりたいと思ひます。なお国連への抗議の意思はなにかどうか。これもその被害が太平洋全体に及ぶとか、重大なる影響があるといふことをはつきり突きとめた上で、そういう措置もとらなければならぬが、現在ではそれについての十分な調査をいたす段階でありまして、その結果によつては今おつしやいませうなことも考えられるのであります。問題としては、三月一日に起りましたあの悲惨な事件をどう解決するかというのを第一とし、同時に今後こうした惨禍が起らないような予防の措置をどうするかということについて、十分隔意なき意見の交換をいたしまして、これが再び起るのをいかに防止し、措置いたす考えであります。

○田口委員 遠藤三部君。

○遠藤委員 私はいまだいまの質問に關連いたしまして、区域拡大の問題について意見を申し上げたいのであります。先ほど来政府の答弁を聞いておりますと、危険区域を拡大した、だからそれを承知しろ、それをそれ／＼關係機關に知らせ、こつちの方で万全の措置を講ずる、こういうような実在に受身の、はい／＼といつて返事をされて、喜んでその危険区域拡大の要求に応じてゐるような感じが受けるのであります。しかし事柄はきわめて重大であります。先ほど来外務次官のお話によりまして、従来の国際慣例から言ひましても、危険区域を指定して、それが一定の区域に限られておつて、一定期間こ

こへは入つてはいけないという場合には、危険区域を設定することは国際慣例上認められておる、こういうことでありましてけれども、今までの海軍がやつておる演習なんかと、今度の原爆の場合とはまるで規模が違つた。まったく新しい事態なんでありまう。しかし新しいことはわかりませんけれども、その地点を中心にして円周を描いたその三百マイルに及んで被害がある、こういう問題になつて参りますと、あんなに大きな太平洋でありまうけれども、実に狭いものになつてしまふ。これを平気でやられて参りますと、これはまったく公海自由の原則を破壊するものであります。こちらで国際慣例を立て直さなければならぬときが來てゐるのではないかと私は思ふ。でありますから、調査を大いにやつていただくこと、はけつてであります。調査をやつていただくこと、その影響の範囲を調べていただくことはけつてでありますけれども、今まで新聞紙等で伝えられておるその事情から見ますと、今までの慣例を破つた新しい事態に直面しておる。でありますから、今度これだけ危険区域を拡大した、こういうことを言われて易々諸々としてそれに追隨してゐるような態度は、私どもの国民感情としてはまづびらぐものであります。もつと強くこの危険区域に対して抗議を申し込むことが、当然だと私は思ふ。公海自由の原則をまづたく破壊される。そうしてしかも、私はこの際もう一つはつきりしておきたいことがあるのであります。それは魚類に及ぼす影響であります。私も原子物理学にあまり詳しくないのでありますから――あまりと言ひましてもほとんど

知らないものでありますからよくわかりませんが、海の中で泳いでゐる魚に対してはどういう影響があるのか、海の中で泳いでゐる魚が、たとえば原爆の爆発をする周辺百海里のところ、かつかやまぐろなんか放射能をしい込んでおる、そういうことが考えられるとしますと、これは一日に数百キロも走つて行くのでありますから、たちまち太平洋の隅々まで届いてしまふ。太平洋のどこかの海岸で魚をとつても、みな放射能にかかつてしまふ。大平洋が砂漠のようになってしまふのであります。これがわからぬといふのはつきりしないのでありますけれども、この点については詳しい人がおるかどうかわかりませんが、どなたでもいいのですけれども、生きておる魚に対してはどういう影響があるか、たとえばダイナマイトを川の中で破裂させるようなぐあい、破裂した周辺何海里までは爆発の震動によつて魚がみんな死んでしまふとか、それから先の何海里までは放射能のために魚が死んでしまふとか、さらにその外辺においては何海里までは放射能を持つても、まだ生きておるけれどもひよ／＼して病人状態でおるのだと云ふ、そういったことがあつて、それからまた質問を続けたいと思ひます。だからおわかりの人があればだれでもいいのです。

○楠本政府委員 たいへんむずかしい御質問でございますが、これはまだ研究調査が初めての例でございます。わが国におきまして、あるいは世界各國におきまして、かような確たる研究成績がございせんが、ただ従来の原子能力あるいは物理学の考え方といたしまして、きわめて近い範囲におきまして、しかも表面を泳ぐ魚類といふものは、かなりこれらの影響を受けるものと考えなければなりません。ところがかなり距離が離れ、しかも深部にございまして、海の流が強いために、一般に病毒がきわめて薄く拡散されまうと考へております。ところが遠洋漁業においてとられます魚類は、表面魚ではほとんどございせんが、多くは深海を泳ぐものでございまして、従つてさよりのようなものは別といたしまして、まず私も、現在のところは危険はないと考へております。

○遠藤委員 今の答弁で正しいかどうかはわかりませんが、とにかく表面を泳いでおる魚は影響があることははつきりしておると思ひます。そこで半径三百マイルに及ぶような大きな円周を描いて、それらの海域の表面に泳いでおる魚が、あるいは放射能を背負つておるかもしれない。こういうような状態をつくり出すようなことをやたらにやられた日には、たまらないのであります。これは危険区域を一方的に宣言することができるといふような従来の慣例とは、まづたく新しい事態であります。これはこのままほつておいたら太平洋は砂漠になつてしまふ。そうして太平洋の沿岸の何億という人間は、非常な危険にさらされるような結果になつてしまふ。でありますから、新しい国際慣例をつくる意味で、今度の原爆事件は非常に幸ひの問題でありますから、この機会に新しく国際慣例をつくる。そうしてしかるべく国連に訴へるなら訴へるでよろしい、アメリカに対して直接交渉するなら、それによろし

い、そういう積極的な心算をもつて、この事態の根本的な解決に当る考えを持つておるか。それを持たないようでは何ともしようがない。私はぜひ持つてほしいと思う。それについての外務省の見解をもう一度伺つてみたい。

○小瀬政府委員 お説はまことにごもつともでありまして、こういう被害が非常に広汎な区域にわたるといふことであり、ことに太平洋の水産業が重大なる支障を来すといふことになれば、これは人類の大問題でありますので、仰せのように確固なる信念を持つて措置をしなければならぬと存じます。しかし先ほど御質問になりましたように、こうした問題がまだはつきりいたしておりませんので、たとえば新しい国際慣例をつくりだすにいたしても、とにかく一応科学的な調査の結果、いろいろな試験結果を持ち寄らなければ、日本だけで通用しても、またほかへ通用しないというのでは、結局目的を達成できませんから、せつかくそうした面の研究を進め、申入れも今御指摘の危険区域についてもいたしたいと考えております。

○遠藤委員 外務省当局は、この原爆自体の詳細なる調査をされとおつしやるのでありますが、それに対してはまったく賛成でありますけれども、調査をするためにいたすに在りては送つてゐることは、国民感情がこれまた許さないのであります。そこでとにかく留保付でもいいから、ただ危険区域が拡大されたといつて関係業者に全部知らせる前に、アメリカに向つて、もし事態がはつきりしたならば、この危険区域は撤廃してもらわな

いならぬようになるかもしれないというやうな、留保付の抗議でも申し込むことが当然だと思ひますけれども、そういうことに對して外務省は考慮したかどうか、もう一度伺つてみたいと思ひます。

○小瀬政府委員 周知方とりはからひは、かりにそうした実験が再びされて、被害があつたらたいへんでありますから、一方では一応これの周知方をとりはからつて危険のないやうにしなければならぬという措置として、とりはからひをいたしたのであります。同時に私も先ほどから申しましたやうに、何もこの問題は、やむを得んといふのでほつておいたわけでは絶対にございせん。先方と連絡をとりまして、先ほどから具体的に申さなかつたので、あるいは徹底しなかつたかもしれませんが、日本の見解は大体こういう意見も出てゐる。これがこのまま実施せられるといふことになれば重大なることが起るかもしれないやうな点は、十分先方に伝えておるはずであります。ことに東京におきましては、向うのアメリカ大使館とずいぶんそうした点を話し合ひをしておるのであります。

○遠藤委員 そこで先ほど船の引渡しの問題が出ておりましたが、それに私の意見を申し上げておきますと、これは同僚委員の意見とまったく同様であります。理由は喋々申述べる必要はありませんけれども、この原爆の被害船を引渡すやうなやういふだらしのない、情ないことをしないやうに、そういうことに對しては絶対反対だといふことをひとりで申し上げておきます。

それから損害賠償の問題であります。この問題も先ほど来議論になつておりましたが、あの原爆以来国内に非常に大きな波紋を描いておる。魚屋さんがみな店を締めてしまつた。国会のすし屋さんも店を締めてしまつたのです。まづるはもうだめですから、すし屋は大店を締めておるのです。そして先ほど鈴木委員の言われたやうに、まづるの値段は半分から三分の一くらいになつてしまつた。その被害たるや莫大なものでありまして。そこで私は、今水産当局にお伺ひしておきたいのであります。その正確なる被害調査をするには相當の期間を要するでございましょう。けれどもそういう部門と、こういう部門と、こういうものには損害がありまして、その金額は追つて知らせまされども、大体においてこういう膨大な被害があつたといふことを、アメリカに要求して損害賠償をよこしなさいといふことをまず一本矢を打込んであるかどうか、それをひとつ伺いたい。損害があつたらば交渉するとかなんとかいふのはまことにまぬるいのであります。どういふ部門について損害があるか、たとえば魚屋さんの損害が幾ら、あるいは冷凍まぐろ、あるいはいままぐろのカン詰をつくつておる業界の人々の損害の程度はどの程度になるか、あるいはその他の部門もどういふ影響があるか、どの部門でもい

いから、こういう部門についても損害があるといふやうな調査がほば進んで來てゐるかどうか、それについて水産当局の調査の事情、進行の状況をお尋ねしておきたいのであります。

○清井政府委員 お話の通りに、これは相當広範圍に影響を及ぼしたことは事実でありまして。私も目下直接並びに間接の被害につきまして、各方面より資料をとり寄せましていただいまいろ／＼計數整理をいたしておる状況でございます。この問題につきましては、なお關係省とも十分相談をいたしまして、最後の結論を得たいといたいま計算をいたしておる状況でございます。

○遠藤委員 その被害の問題に關連しまして、先ほど冷凍まぐろやカン詰のアメリカに對する輸出の問題について、厚生当局及び農林省當局から、こちらで嚴重なる検査をやつておる、支障なく船積みができておるといふ答弁がありました。支障なく船積みができ

ておるだらうと思ひます。けれどもアメリカの方ではこれにクレームをつけるやうなことはないのですか、どうですか。アメリカの方では、相當危険だといふやうなことを言つておるやうに新聞等は伝えておるわけでありまして、けれども、もしそういうことがあれば、私はアメリカに對してはなほ不満の意を表さなければならぬと思ひます。私はここでちよつと斷つておきたいのであります。私も決して反米でも何でもありません、アメリカとも手をつないで行かなければならぬといふ考えを持つておるものであります。であればこそ私もアメリカに對して、強く言わなければならぬと思ひます。アメリカは日本のかつおおまぐろの漁船に大きな損害を与えておいて、それからできて來たカン詰は、食えないからそいつは斷るのだといふやうな斷り方をするやうなことは、絶対にあるまいと思ひけれども、アメリカの情報はどうなつておりますか、もしお

わかりでありましたら外務當局から伺いたいと思ひます。

○小瀬政府委員 第五福龍丸の事件がありましてから、西海岸の方でまぐろの冷凍についてのいろ／＼うわさは飛んだようでありまして。しかし三月一日以前のものではキャンセルして來た、契約解除して來たといふものはない。しかし三月一日以後のものについてはよく考えなければならぬといふことを言つてゐる輸入業者もあるといふ報道がロサンゼルスから参つております。こういう公電が参つております。しかしこれは公電ではございせんけれども、最近の情報によりますと、向うの方でもテストをする方法をとることになつたやうに報ぜられておりますので、今のところは、すぐクレームがつくとかいつた問題が起つたといふ情報には接していません。

○遠藤委員 ただいまのお答で、アメリカの方はまだ疑問があるやうに伺つたのであります。これは明らかに外務當局の政治の一個の問題だと思ひます。この国内の事情をはつきりアメリカ當局に通告をして、もしそういうことがあるならば、日本の国民感情としてまづこれを許すことができない。そういう情勢であることを事前に通告しておいた方がいいと思ひます。さもないとクレームがついたといつても、そこまで行つてからではおもしろくない。ですからその点について、ぬかりなく強硬な態度をもつてアメリカに臨まれんことを私はお願いするわけでありまして。これは要するに今回の原爆問題は、水産業にとりましてこれほど大きな問題はないと私は思ふ。文字通り日本の水産業の死活の問

題だと私は思います。この重大な関頭
に立つて、水産当局も外務当局も、今
までのようなしきたりに押されて、ア
メリカに對してきわめて従順な態度を
とるという態度でなくて、アメリカに
對してもわれ／＼の主張すべきもの
は、はつきり主張して行く。そうして
賠償をとるべきものははつきり賠償を
とつて行く。これがほんとうの意味の
日米親善になると思ひますが、そのこ
とを特に御考慮願ふことを要望いたし
まして、私の質問を打切つておきま
す。

○田口委員長 ちよつとお諮りいたし
ますが、正式の質問の申込みがあと
四人残つております。関連質問の申込
者が三名でございますが、いかがでし
ようか、正式質問者の質問が、終つて
からゆつくり関連質問の方にやつてい
ただく、そういう方法をとりたいと思
ひますが、いかがでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○田口委員長 それでは田中幾三郎
君。

○田中(幾三)委員 今回の水爆による被
害は、また水爆の威力というものは、
われ／＼の想像を絶しておりました、
日本はもちろん世界に向つて非常なセ
ンセーションを起しておるのでありま
す。しかもそれは平時においてこうい
うことが起つたのでありまして、これ
はまことにわれ／＼の驚愕するところ
であるのであります。先刻来この被害
に對する処置、今後の方法について大
分論ぜられておりますし、もちろんこ
のことは重大問題でありますけれど
も、人道の上から、また世界平和を守
る上から、この原爆の使用、製造、保
管ということは非常に重大な問題であ

ると思ひます。日本は今回の唯一の被
害国として、この機会にアメリカに對
し、また國連に對して、今後原子爆弾
の使用、管理、製造について、何らか
の申出をする意図があるかないか、こ
れを一点お伺ひしたい。

○小瀧政府委員 原子力の國際管理の
問題は、これまで相当長くソ連と米
國との間で論ぜられておつたのであり
ますが、結論を得ない。ようやく最近
平和的使用について米國とソ連の間に
話合ひが進もうとしておるような状態
でありまして、原子力を持つておる國
の間に話合ひがつかないという、第三國
の方からいへば、申出をいたしまし
ても、それに耳を傾けて聞かぬというこ
とは、實際問題としてなかなか期待が
できないだらうと存じます。しかし今
度の不幸な事件は、一面において原子
力の非常な威力を世界に示したこと
でありまして、これが幸ひにして平和
の情勢を動かす上に役立てば、それ
こそほんとうに災いを福とするのであ
りますが、それかといつて、今この際
にだちに日本が、國連の方へ日本として
この問題を訴へ出すことが適宜の措置
であるかどうかといふことは、よく考
へなければならぬ問題であると存じ
ます。現に米ソ間でも話が行われてお
るようでありますから、今度のいろいろ
の實驗の結果、あるいは調査の結果
が、できるだけ世界の平和に役立つよ
うに、そして相なるべくは原子兵器と
いうようなものを使われぬようにな
り、平時においてこれを實驗すること
がないようになる機運を醸成するに役
立つとすれば幸であると思ひます。

○田中(幾三)委員 人命に關する点は、
アメリカその他の國も良心によつて十
分注意するであらうしようけれども、
魚類に對する点は人命よりもはるかに
輕んじて、むづろきにやられはしま
い、かつおそれが今後もあるものであ
ります。われ／＼は魚類を水爆の危険か
ら守るために、水爆の使用、管理、製
造に對するある方法をとらなければな
らぬと考へておるのでありますが、こ
れは平時における被害でありましたけ
れども、戦時における長崎、広島、原
子爆弾による被害に對しても、アメリ
カに對して損害賠償を請求せんとする
在野法曹の空氣があるものであります。
私はもしこれらのことが成功しまし
て、ある意味において原子爆弾の使用、
製造、管理が制限されるならば、魚
類の被害が守られる。そこで私はこ
の損害賠償の点を少し申し上げて、外
務省の所見をただしたいのであります
が、これは日本弁護士連合会所属の岡
本尚一弁護士立案になるものであり
まして、広島、長崎に對する原爆の投
下は國際法違反である、こゝういふ見地
に立つておるのであります。ヘーグの
陸戰條約の第二十三条によつて「毒又
ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト」
「不必要ノ苦痛ヲ与フヘキ兵器、投射
物其ノ他ノ物質ヲ使用スルコト」これ
が禁止されておるのであります。これ
によりまして、これ以上の威力を持
つ原子爆弾を使うといふことはこの条
約の違反である。これが第一点であ
ります。それから第二点といひました
て、一九〇七年に第二回ヘーグ平和會
議において、特殊彈丸いわゆるダム
ダム彈の使用禁止の宣言が採択されて
おります。それから一九二五年にはジ
ュネーヴにおきまして毒ガス等の禁止
に關する議定書がとりきめられてお

のであります。これにも違反をする。
それからヘーグの陸戰條約二十六条に
よつて、攻撃の事前通告がなかつた、
事前通告がなかつたのみならず、われ
われは當時においては原爆といふもの
の存在すら知らなかつたのである、こ
れもやはり違反であるといふ根拠に立
つております。それからこれがもし國
際法違反でないとしても、条約すなわ
ち自然法に反するといふのが岡本損害
賠償理論の根拠になつておるのであ
ります。そしてアメリカの法律によりま
す。そして「國際法若しくは合衆國の締結せ
る條約違反に基く總ての外國人の提
訴」は米連邦の地方裁判所においてこ
れを行ふ。そこで考えられますこと
は、日本の國家もこれによつて損害を
受けておるのであるから、アメリカに
對して損害賠償の請求権があるか
ないかといふ問題、それから被害を受けた
個人は、アメリカに對してその被害に
對する損害賠償を求め得るやいなやと
いふ問題、日本國のアメリカに對する
損害賠償については、平和條約十九條
によつて一切の損害賠償請求権を放棄
してありますから、多少の疑義があ
らうと思ひますが、日本の國家
が損害賠償を放棄したとしても、損害
を受けた日本の國民個人は、アメリカ
に對して損害賠償の請求権を放棄して
いない、これが岡本理論の根拠である
のであります。最近聞くとこころによ
りますと、全部の損害賠償を起すことは
金額が非常にかさむし、費用もかかる
ので、分割して訴訟を提起するといふ
情報が伝えられておるので、日本弁護
士連合会においても研究をしておると
いうことであるのであります。そこで
もしこの訴訟がアメリカの裁判所にお

いて取上げられて、広島、長崎の
原爆による被害者が損害賠償の幾分
もとることができますれば、このこ
とによつてすでに原子爆弾といふもの
の使用が不可能になる。今後その使
用ができないといふことに決定される
のであります。これは私にはまことに
大きな問題であると思ひのであります
が、もしこの訴訟が日本人の弁護士に
よつてアメリカに提起されましたら
ば、外務省は一体いかに考えられます
か。その前に、またこゝういふことを研
究なさつたことがありますがどうか、
またこのことが實際に取上げられて提
訴するといふ具體的な手續がとられた
場合には、外務省はいかようになさ
れますか、あるいはこゝういふ空氣がある
といふ情勢に對して、どういふふう
にお考えになりますか、この点を伺
ひたいと思ひます。

○小瀧政府委員 日本國は御指摘のよ
うに、平和條約第十九條において、請
求権の放棄をいたしております。その
中には、「戰爭狀態が存在したために
とられた行動から生じた連合國及びそ
の國民に對する日本國及びその國民の
すべての請求権を放棄し、」すなわち
日本國民の請求権も放棄するといふこ
とを、この平和條約によつて日本國の
請求権のみならず、國民の請求権も放
棄するといふことになつております。
でありますから、法律論から申しま
するならば、日本國民に對する責任と
申しますか、國民の持つてゐる請求権
は國家がこれにかつて補償するとい
うならば、これは大藏省なんかの問題で
あります。日本國家がかわつて補償す
るのであつて、このことはたとえ十

六条の中立国における私有財産までも日本は放棄して、赤十字国際委員会の方へ引き渡すということでありま

す。そこで今度は個人と国家の関係からいえば、平和条約だけの建前から申しますならば、適当なる補償を憲法によつて与えなければならぬということになるのでありまして、日本国の政府といたしましては、その請求をなし得ないことになっております。但しアメリカの国内法において、そういうことが事実上上げられて、その訴訟に勝つということになれば、当然それは個人としてアメリカで認めることでありますから、日本政府としては、それに反対すべき理由はないだろうと存じます。

○田中(總)委員 私の上上げるのは、今の平和条約によつて放棄された、放棄されないという法律論をやつておるのではありません。もしそれを日本国の政府が、国民の持つておる權利を個人にかつて放棄したのであるとするならば、これは憲法違反であります。個人の權利を侵害したことになりからこれは別問題であります。そういう法律論を私はしておるのではあります。こういう訴訟が提起された場合に、国家は別に異議を申すという理由はない、進んでこの原子爆弾の管理、制限ということのために、政府はこのことに対してただ傍観をするだけだが、このことのために進んで積極的

に何らかの措置を講ずるかどうかということを伺つておるのであります。

は不可能な次第であります。

○田中委員 夏堀源三郎君。

○夏堀委員 ただいままでの質疑応答の内容を伺つておりますと、どうも私は納得のできない点が多々あるのであります。まず第一に、三月の一日以前に漁獲した冷凍品がアメリカに行つてクレームを受けたことはないと言明をなさつております。これは私の調査によりますと、具体的に申し上げませんが、アメリカに冷凍まぐろを積んで行つたプリズベート・マリナー三百二十五トン、この船のまぐろをアメリカに揚げてはならないという報告が入つておる、これを政府がお知りになつておるかどうか、あるいはおわかりにならないかも知れません。私もこれはその電報を直接受取つたわけではあります。ただこれはきょうこの委員会に出席するせい、三時間前にこの電報は入つたかも知れません。そういうことであるから、これからでも続

続するうような問題が起きはせぬか、こう私は心配するのであります。たとえば今インド洋に行つて漁獲してある相当数のまぐろの船、これは冷凍まぐろがねらいであります。これをあちらの方で全部あの危険海域において漁獲したまぐろのように解釈して、そういう処置をとるといふことがあるかないかわかりませんけれども、あまりにこの宣伝が強いために、日本ばかりでなく、アメリカにおいても、このまぐろは食べないという宣伝が行われているのではないだろうか、これはたいへんな問題でありますので、今申し上げたプリズベート・マリナー三百二十五トンの積んだまぐろは三月一日以前に漁獲したものである。これがアメ

リカに陸揚げされないという報道を受取つておるかおらないかということをお願いいたします。

○小瀧政府委員 私どもの方ではその情報を受取つておりません。今水産庁の方に伺いましたが、水産庁の方もそういう情報を受取つていないということでありまして、なおこの際お許しを得まして申し上げたい点は、こういう原爆の試験に関する情報がある、まことに伝わるのでございまして、あるいは場合によつては、必要以上の心配を日本のみならず世界の各方面に及ぼしておるようでありまして、外務省もすでにアメリカの大使館に対しては、できるだけこういふ必要な心配を消費者が持たないよう、先方でもいろいろ宣伝機関を持つておることであるから、協力してほしいということ

を申述べ、協力を依頼しております。同時に、外務省の情報局においても、毎日の外人記者会見などには、努めてこうした危惧をなくするように努力をいたしておる次第でございます。

とかないかということでもよろしゅうございませう。

○楠本政府委員 福龍丸に積載しておりましたまぐろ、さめ等につきましては、確かにかなり強い放射能を証明しました。しかしこれはいろいろ調査の結果、降つて参りました灰によつて汚染された結果ということが明らかになつております。なおこれらの魚体におきましては、筋肉の深部には放射能が及んでおりません。

次に先ほどお答えいたしましたのが、私も現在まで船にいたしまして約八十そう、約八十万貫の南方からの魚類を、五港において嚴格に検査をいたしておりますが、これらの中には例外なく一つも放射能の交差があるようなものはありません。全部無事でありま

ぬ。こういう関係があるそうでありま

す。しかしそうなりますと、事はめんどろです。から、いわゆる日本のまぐろの問題は、あらゆる魚にも非常に危険であるという宣伝について、そうではないということ、農林及び厚生両大臣から声明する何かの方法をとる考えがあるかどうか、まずこれを伺いた

い。

○楠本政府委員 現在少くも入荷し、出荷されておりますところのまぐろ、あるいはその他の魚類が絶対に心配のないことは、過日農林、厚生両大臣が連名で談話を発表いたしました。つまりなお私もこれらの方の安全性につきましては、すでにお聞取りの通り、ラジオあるいはいろいろ報道機関を通じて、極めて徹底に努めておるわけでありまして、むしろ逆に、国民の側から餘大に危険視されて、うわさを生んで徹底を欠いておるといふような点を、はなはだ遺憾に思つております。

○夏堀委員 あなたの方の宣伝力が足りないのです。新聞、ラジオの報道によつて、山の奥に住んでいる人たちが、魚を食べてはならないという宣伝が非常に大きく浸透したということでありまして、であるから政府の宣伝力はまことに弱いということでありま

し調査、研究それもよろしいが、私はある方法によつて調べたところによりますと、その損害は大體一日二億圓に達するのではないだろうか、これをばつきりと申し上げます。これも、これからなお再調査することでありましか、その数字がはたして当るかどうかということはちよつと早いかもしれませんけれども、大體において禁止区域によつて生ずる損害は、直接間接に莫大である。その付近には中型漁船は出られない、大型漁船でも迂回して行かなければならぬ、これによつて生ずる魚の鮮度の問題、あらゆる魚価の問題等に及ぼす影響が、おそらく一日二億圓に達するであらう、こういうことになるのじやないか、こう考えております。そこで戦争中に広島、長崎において受けた原爆の被害は、おそらく日本国民は永久に忘れることはできないであらう。今また再びビキニの環境で受けたこの損害は、日本国民に与えられた大きな問題であり、日本政府がいかにしてこれを処理するかということは、国民とともに検討しなければならぬと思ふのであります。しかるに十分の調査をする力があるかないか知りませんが、たとへばアメリカに輸出するとすれば、合同調査もいるかいらぬか、合同検査もいるかいらぬか、この点もまだ明確ではないということであります。私の考えは、アメリカに輸出するまづは合同調査、合同検査によつて、これはどの海区でかつたものであるから危害はないということをやアメリカ人によつて証明され、アメリカに放送されることによつて、これは間違いない被害がないということが証明されるのじやないだろうか、日本の政府

は日本の国民にさへ徹底することができな、まして日本の宣伝力はアメリカに及ぼすほどの力は持つていないのだ、よつてアメリカへの宣伝は、アメリカ人によつてこれを宣伝させなければならぬということになつたならば、アメリカ人もともに合同調査、合同検査に参加させて、その責任を分担させることは当然じやないだろうか。この合同調査によつて判明した損害額が二億圓に達するほどであつたならば、今禁止区域になつておるところを変更しない限り、たといこれを予告して云々といったところで、当然その責任を回避することはできない。よつてアメリカは一日に二億圓の損害を賠償するのを前提としない限り、この場所を変更しな、私はいかに結論が達するだらうと思ふのであります。もしそれはたえられない損害である、それでは場所を他に変更しようということであつたらば、それは日本の漁業者に与える損害のないところに持つて行つてもいい。いかに戦争に負けたからといつても、これ以上三回も四回も原爆の被害を受け、日本国民が、戦争に勝つた強大な国の圧力によつてその生活権を奪われるというのでは、われわれにはたえられないのであります。よつて政府は、この問題をもつと大きく取上げて行つてもいい。私の言う二億圓がはたして的確な数字であるかどうかということは、私も今申し上げておつて寸分違はないというとは言えないけれども、それが概算による数字であつても、それはその禁止区域を変更しない限り、今申し上げたように必ずこの損害額を賠償することを前提として

もらいたい。再びアメリカがこういうことをやることは、勝つた国であるからもちろんでしよう。なるほど戦争するために、軍艦は公海においていろいろな行動を起すことがあり、これがそういう大きな問題になつて来れば、弱小日本はいかんともし方ないものであつて、魚をとるための航行のために公海を航行を堅持せよといつても、それは及ばないところである。よつて私は、どこまでも原則的には損害の補償という点を重点に置いて、この区域の変更もしくはその損害の補償を強く要求する、また調査機関は合同調査によつて的確に現わすことは、あちらにもその責任があるから、その責任を分担することはむしろ当然じやないかと思ふのであります。これに対する御答弁を願ひたい。

○小瀬政府委員 治療あるいは消毒という面について日本と協力したいという申出がありましたのみならず、今次の事件については共同で調査をしたいということは、先方からも申し出てゐるわけであります。しかし日本としては、あくまで日本が主になつてやります。現に昨日からも、今度参りました専門家が日本側と話をしておりました。しかし事件そのものについての調査についても、国内でもいろいろ議論がありまして、先ほど申しましたように、日本が主としてやらなければならぬ必要があり、またその方がより有効であるという場合は、共同調査というものも十分考へる余地があるであらうというふうに申し上げた次第であります。

○夏堀委員 政府の苦しい点はよくわかりますけれども、将来に残る大きな問題でありますので、私はあえてこのやうなことを申し上げる次第であります。そこで今後の輸出水産貿易というものに非常なる影響を及ぼすことは当然でありますので、いやでもおうでも私が今申し上げたことをあちらで聞いてくれるか、これはいわゆる宣伝の力によつて左右されるのである。今アメリカでまづの需要が非常に大きくなつておるその原因はどこにあるか、それはカン詰業者がじやん／＼宣伝費を使つて、大體一〇％ないし一五％の需要が多くなつたということだそうであります。それほど宣伝によつて効力を現わすアメリカに対して、この恐るべき害を、人命に及ぼすいわゆる原爆魚はアメリカに出せないことは当然でありますので、ここでもうしても政府から、最も強い声明なりあるいは何かこれに対する宣伝——これは金がかかつても、これくらいいづつとは予算をとつて、ひとつがんばつてもらいたい。緊縮予算であつた方たいへんお苦しみの方ですけれども、緊縮々々といつたところで、金を生かして使えばそれは政府のためにもなる、国民のためにもなることであつて、何も遠慮することはない、そういう意味におきまして、政府の方では、先ほど申し上げたように、将来に及ぼす影響は非常に大きいので、何の遠慮をすることはないから、調査及び検査の面は責任の分担をして、将来に残る二億圓の損害賠償を獲得することを前提として行動してもらいたいということを、私は強く主張いたしますのであります。これをもちつて私の質問は打ち切ります。

○田口委員長 松田鐵藏君。

○松田(鐵藏)委員 外務委員会及び水産委員会また本会議でもこの問題が取上げられようとしておる。かかる状態にあり、またひいては今までの各委員の発言、それからこれから控えております各委員の発言も同じことだらうと思ふのでありますので、私は別な角度からこの点を考へてみたい、かように考へておるのであります。

まず第一に今回の事件は、どなたの考へからいつても、世界平和の確立のために非常に大きな貢献になつたものと私は考へます。今まで日本の国会においても、やれ保安隊、予備隊、再軍備というやうな問題で論議されておる。これからの論議される。しかし今回の事件が発生してから、あたかも日本は保安隊は軍備でも何でもありません。ちやのやうなものであります。むしろ青年訓練所にひといふもののやうに考へられるのであります。ゆゑにこうした問題は世界平和確立のために非常に大きな効果をあげたものであるといふ考へ方を私は持つておるのであります。しかししてこの事件に対し、当委員会においても再三にわたつて論議がかわされておる。本日の委員会においての政務次官の御答弁から行くと、相手国たるアメリカに対しての補償の問題を、十分慎重に考へて行かなければならぬといふことをおつしやられておるのであります。ここであります。災い転じて福となすべく、日本の国力を増すべきことを考へて行かなければならぬ。この補償の問題に対して外務省は、あらゆる観点から考慮してもらわなければならないと思ふのであります。物質的な問題、またこれからの経

○田口委員長 淡谷友藏君。
○淡谷委員 たいいままでの同僚各委員の発言に対する外務当局並びに水産庁の御返答に対して、私まず第一に大きな不満を感じるのであります。去る

交の弱さというものが、この水爆の問題に對してほんとうに腹をすえてやる意思があるのか。この点はつきり御答弁を願いたい。私は、少くとも日本の外務当局というものは、アメリカの外交官ではなくて日本の外交官だと思ひます。アメリカの態度がどう出ようと、まず日本の外交の基本線だけは、独立国としてはつきりしておいていただきたい。特にMSA以上の問題が、安全保障という一点から今や締結されようとするならば、平時であれ戦時であれ爆弾をこうむつた者は死ぬんです。爆弾が戦争によつて使われません。平和の時代に使われまして、被害を受ける程度は少しも遠いはありません。これら一体どこに日本の安全があるか。これだけ大きな不安を与え、これだけ大きな損害を与えられたならば、何を今後平和問題を論ずる必要があるか。先ほど小瀧政務次官の御返答によりますと、世界が軍備がなくても十分に平和になるような時代ないさ知らずと言つておりますが、すでに、戦争を開始せずして戦争と同じような被害を与えておる今日、現実の日本が、どのような外交方針で行かれるか、はつきり御答弁願いたい。特に私は、きようは水産庁の長官にはあえて質問いたしません。保留いたします。少くとも沿岸から沖合いに、沖合いから遠洋漁業へという基本線が、このような事態に處して変更されるのかどうか。外務省は、遠洋漁業に對して今や大きな抱負を持つて乗り出そうとしております日本漁民に對して、今後はつきり責任を持つてその安全を保障し得るかどうか、この点を私は外務次官に答弁願いたい。李ラインの問題を初め、同僚

も、一步々後退してある。そうして事が起りそうな予想がありながら、この予想を押えるような手をちつとも講じないで、起つてしまつて多くの人間が被害を受けて、大損害を与えられて、それからあわてふためいてやるやうなときはもうおそいので、この機会にこゝういふ点も御答弁を願ひまして、日本の外交方針が、われ／＼水産委員会が決定いたしました遠洋漁業に乗り出すといふ基本線をはたして守り得るかどうか、その自信があるかどうか、こゝういふ観点から、まずきやうのところは小瀧政務次官の御答弁を願ひたい。

○小瀧政府委員　遠洋漁業の重要性を認識しておればこそいふ／＼各国と漁業交渉を行つて来たのであります。李承晩ラインについて非常に軟弱な態度をとつた、いわんやアメリカに対しては何にも思うことを言わぬだらうといふやうなことをおつしやいましたが、私は実は李ラインに対する問題よりも、今度の問題の方がとりはからいやすいと思う。何となれば、りくつの通らない李承晩政權との論争は非常に困難でございしますが、すでにこれまで新聞情報などを総合して考えますと、正当なる補償をしようと言つておる。ただちに協力をしようというので、あるいは淡谷さんには御不満でございしようけれども、医療やあるいは調査とかいふ面で協力をただちに申し出ておるくらいでありますから、私どもは皆様の御期待に沿うように、アメリカに対して日本の主張をしなければならぬところは、十二分に主張して行きな

いと考えております。なお起つてから

そのおとどけ措置をするといふことによつて、つしやいえますけれども、実はこれはアメリカ側でも、予期しないような大きな爆発になつたというように言つておるようでありますし、アメリカの議会の委員会においてもこれがいろ／＼討議せられておるようであります。でありますから、再びこういうことがないように予防措置を十二分に講じなければならぬ、そして遠洋漁業というものが円満に遂行せられるように最善を尽したいと存じまして、今せつかくそうした努力を續けておる次第であります。

○渋谷委員 御答弁を伺いましてまことに欣快に存じます。私はおそらく外務省は李ラインの問題よりも今度のビキニの問題を重大視されておるだろうと思ひますが、そうじやなくて、李ラインよりもつと簡單だ、李ラインなら解決できないが、ビキニ環礁の問題は解決ができるという御答弁でまことに欣快に存じます。どうぞその通りにやつてもらひたい。待つております。

そこで私お伺ひしたいのは、拡大された区域というのは、すではつきり次の演習を予想しておると思ひます。これはあなた自身といへどもちつとも反対はないだろうと思う。そうしますと、少くとも思ひがけない被害が起つた今度の事態について、日本側には日本側としては要求があるはずで、すでに与党内にも爆弾実験はやめてもらわなければならぬという強い意見が出ておる。今度はアメリカ側は区域を拡大して実験をすることが予想外であつたといふことは許されぬ。そういう観点から拡大された区域に対して、日本の外務省は確然たる方針を持つて

アメリカと交渉しておるのか、その点もう一点伺わしてもらいたい。これは当然やるという意思はつきり明示されておる。これに対しての外務省の御意見があるまいですが、どういう要求をされるか、はつきりお伺いしたい。

○小瀧政府委員 先ほどからその点についてはお答えして来たつもりであります。各省と協議いたしましたので、大体日本側の立場もわかりましたので、それに応じていろいろ話し合いを進んでおる。がしかしその内容を一言一言することは、今交渉中でもありますし、ここで勇ましく申し上げることは、向うの原子委員会の方へ伝わって、コールというチエア・マンの説もごらんになったと思ひますが、そういう悪い影響を与えるということは、結局遠洋漁業を保護するゆえんでないから、私はこの際は慎みしたいというのが私の率直なる答弁です。

○淡谷委員 お答え願つておるというのですが、私は、各省の意見がまとまればその通りやりますしや外交方針じやないと思ふ。外務省はそういう意味で各省の意見に盲従する、こんな形かどうか。おそらくは国民の輿論は、爆弾実験に対してはかなり強硬な抗議をするように外務省に要求しておると思ふ。さつきから船やあるいは船に乗つた人間が日本のものであるということを確認されておるようでございますが、私は外交も日本のものであるという点を確認してもらいたい。相手の出様もさき／＼ございまいしうが、相手の出様を日本に有利なように、世界の平和に貢献するような方向に強くやつて行かれるような、毅然たる外交方針はないのですか、お伺いしたい。

○小瀧政府委員 私か申しました各省というのは日本人の各省であります。日本人の意向を体して、日本人としての日本の政府として交渉しようというのでいろいろ話し合いをしておると申し上げておきます。外務省は一々専門家を待つておられません。いろいろ／＼な問題について外務省だけでもおこなうことはできないのでありまして、そういう申し入れの内容などについて話し合いをしておるのではありません。決してアメリカ側の意向を聞いて、それで申し入れをしよとするのではなく、日本の専門家を、いろいろ／＼受持の行政部局と話し合いをして、そうして意見をまとめて厳重に申し入れをするということを申し上げたのであります。

○淡谷委員 最後に一点要望だけ申し上げます。その言明を聞いてはつといたしましたが、実はその点もお忘れになつたかと思つて心配いたしましたのであります。はつきり外交が日本のものであるということを忘れなければ、まことに安心いたしました。ただ李ライン以来常にできないとは言つておりません。できる／＼と言つて置きながら、どうも事情がうまく行かないのだという理由で、あの大きな拿捕ができるまで在再日を過ぎた。今度は李ラインよりまたやさしいところでございしますが、たやすい点でも、今にやる今にやるで、あの原爆患者の補償も十分とれず、日本の漁民に対しても大きな不安を与えたまま、できる／＼とおつしやつておらないで、ただいまの御決心とただいまの大きな自信とをもつて、できるだけ早くこの問題を御解決くださるやうに願ひたい。長くなれば私はあらためて委員会を開くことを要求いたします。

して、今度は大臣に御出席を願つて、はつきりこの責任を究明したいと思ひます。以上希望を申し上げて終ります。

○小瀧政府委員 ちよつと申し上げておきますが、誤解があるようでありまして、たやすいと言つたのではなしに、向うと話し合いをいたしますときに、りくつを申してもりくつの通らないようなやつと違つて、大いに相手方でも日本側の立場を考へておるようであるから、こつちはもちろん切つて日本側の主張の存するところを十分申し入れ得るという点において、私は李ラインの交渉とよほど行き方が違うということとを申し上げたのでありますから、その点御了承願ひたい。

○淡谷委員 誤解がないように私からももう一べん確認をしておきたいと思ひますが、ただいまの御答弁では、李承晩というのは話が通らない、りくつが通らない、アメリカの方はりくつはわかるし、話はわかるようだし、日本のためにもなる、こういうふうだから交渉しやすい、こういうふうには確認してよろしうございしますか。

○小瀧政府委員 それはちよつと違います。私はアメリカだから、韓国だからどうと申したんじやございせん。今度の出方を見ましても、向うが十分公正なる補償もしよう、また協力も十分にするからひとと連絡してくれというように出ておるところを言うのでありまして、私は人種的にどちらがよいというふうなことを言つた覚えは毛頭ございせん。

○淡谷委員 よくわかりました。

○赤路委員 関連して。ただいま淡谷君の質問の中で、私聞き間違いであつ

たかと思ふのですが、いろいろ交渉中であるという言葉があつたように思ひますが、アメリカと非公式にこの問題で何か交渉されておるのですか。

○小瀧政府委員 今はつきり私の言つた用語を記憶しておりませんが、向うへ日本側の趣旨を随時伝えまして、向うの方が日本の立場を了解するように努力しておりますという趣旨を申し上げたのであります。

○赤路委員 先ほどの田中委員の質問に対する関連でございますが、田中委員の方から原子力の国際管理という問題が出たのであります。これに対する御答弁は、原子力を保有しておる双方の当事者の国が話し合いがつかなければ、第三国側からは非常にむずかしいのじやないか、ごもつともな話だと思ひます。しかしまたそのあとで、今回のような事件が起つたことは、第三国側としてこれを促進することができ、空気を十分くつくり得たのじやないかと思ふ。これももつともで、その通りだと思ひます。そこで私のお尋ねしたいのはその後段の面なんです、確かにこれは第三国側から、世界平和のために原子力の国際管理という問題を出していいんじやないか、これに対する外務次官の方のお答えの中では、今出すところが時期であるかどうか、妥当であるかどうか、その他十分検討をしてからかどうか、そのお答えのようであつたのです。

というお答えのようであつたのです。なるほど事は重大であるし、慎重を要しますしう。外務次官のおつしやることも一応私はよくわかるのであります。が、事が重大であるだけに、私はやはりこの問題については、日本政府としてましては少くとも原子力の国際管理と

いう問題を大きく打出すべきである、かように考へる。先ほど来同僚の淡谷委員からいろいろ言つたのですが、常には／＼と言つて一つもできていない。これは当てはまらないかもしれせん。この言葉は外務省としてははなはだ不審な言葉であると思ひます。が、われ／＼が受ける印象は、こういう印象を受けておることは事実なんです。今回の場合においても私が心配するの、先ほど来夏堀委員もおつしやつたように、答弁がほとんど同じゲー

スの答弁で、常に善処するとか研究をするとかいうようなことで時期を失してしまつたのでは、私は問題にならんとする。こういうような時期であればこそ、より早くこうした問題に対する手は打たれるべきじやないか。この点に際しても一応、くどいようですが次官の御答弁をお聞きしたい、こう思ひます。

○小瀧政府委員 答弁に進展がないということでありまして、それは私もふり返つてみてまことに残念だと思ひます。できるだけ早く実際の措置がとり得るやうに最善を尽くしたいと思ひます。しかし質問の御要点は、原子力の国際管理の問題であると思ひますが、私は先ほど申し述べましたところをさらに訂正し、また追加する気持はございせん。しかし具体的な問題をここで申し上げるならば、この原子力の問題につきましても、政府の方でも重大なる関心を持つておりまして、この平和的利用の問題についてはゼネヴァに本部のあるあの協力機関に日本も協力態勢を整えようとして努力しております。またこれも対外的な面でありまして、来る四月ごろにゼネヴァにおきま

して、原子力による被害をいかにして食い止めるか、いかなる国際約束をつくつたら原子力による被害が少くなるかというような会合もございますので、これに対しては外務省も十分援助して、日赤の方から人を派遣してもらようにいたしておきます。今おっしゃるのは、原子兵器の問題でありますけれども、私はこの問題は、一足飛びに日本で飛び出しても、今度の事件でこれまでに収集し得た資料だけで飛び出して、具体的に実際問題として成果を収めるかどうかかわらないので、すなわち平和的利用の面あるいはそうしたゼネヴァの条約に關連したような面からだん／＼進んで行きましたら、お説のような国際管理の問題についても、解決の道が自然つくものではないかというように考えまして、とりあえずの措置といたしましては、先ほど申しました二つの点を具体的に考えております。

○赤路委員 いま一点、淡谷委員の質問に關連してお聞きしたいのですが、今度かくのごとく危険区域が拡大されたことによつて予測されることは、再び原爆なり水爆なりの爆撃演習がビキニを中心にしてやられるという予測がつくわけでありまして、だいたひは、相当地域といふものが拡大したというよりも、先ほど厚生省の方がおっしゃったように、近辺にある魚は、ある種の影響を受ける、放射能を内包する魚といふものは動いておるのであつて、危険区域の中にじつとしておるものではない。それだけにこれは今後にも非常な問題点を残すと私は思う。従つて今後の一着重点になることは、こうし

た爆撃演習を再びやつてもらいたくない。これが日本全國民の希望でもあるだろうと思う。世界的なことはわからぬといひたしても、その被害を受けた日本國民としての最も率直な感情だろうと私は思います。だから拡大されたい地域がどうか、こうだとかいふ問題のむしろ中心的な問題は、もう再びこういうことをやつてもらいたくないということなんです。このやつてもいいとくなくないというこの意思をアメリカ側へ十分通じて、われ／＼が予測するよう第二回、第三回の爆撃をやらないように、努力する措置をおとりになる意思をお持ちになつておるかどうか、この点をお聞きしたい。

○小瀧政府委員 やつてもいいとくなくないという気持は仰せの通りでありまして、がしかし同時に、今の国際情勢下において、原子兵器の試験を絶対にやつてはならないといふところまで持つて行けるかどうかは、非常な疑問があり、日本は平和のために友好国と協力をするという立場を堅持しておるものでありますから、そうした面から考えまして絶対にこれが非常な大きな影響を及ぼすというような場合は別でありますが、ほんとうに十分なる警戒措置、予防措置がとられて行われるならば、それを絶対にやつてはならないという申入れをするといふことは、目下のところ考えておりません。

○辻文委員 ただいま赤路君がせつかく質問申したが、さつきから私もじつと聞いていて、言ひ尽されておるようには思ひます。しかしこれは日本が被害を受けた当事国ではありますけれども、やはり世界の輿論といふものが相当地の意味において上つていゝと思ひ

ます。それは自分たちの国は被害を受けなかつたからといふことでは、今まで同僚委員が質問いたしましたような要案において考えないと思ひます。根本的にこの原爆についてはどういふことを処置するかといふことを私は考へてゐるので、その際に今までの次官の御答弁の中には、あるいは集団的に國連にこういうことを申し込むとかいふことはわかりませんが、それでも、それでなくとも、友好国あるいは友好国に向つても、この意味を話して、世界平和のためにどう思つてゐるかといふくらのことは、日本の独立國家としての重大な外交の面を受持つておる外務省としては、私はやはり呼びかけてみる必要があるんじゃないか。むしろあなたがおっしゃるやうに、何の資料もなく、子供のやうにやういふことを呼びかけることはおかしいようにも思ひますけれども、一面これだけの輿論が起つておるといふことは、たと

い精密な資料がなくとも、外郭的な印象でも受けてゐると思つて、やういふ場合に、精密な資料を整えてから交渉するのと同時に、並行する意味合いで呼びかけておいて、なると、夏堀委員がおっしゃつたやうな宣伝を一応その中に兼ねつつ、武力を持たない日本としては、その意味の強い独立國家としてのあり方と、外交のあり方になるのじやないかといふやうな考えを私は持つのです。今までたとえば國連のやうな集團にやなくて、やういふやうなことを独自に個々の友好国にでも働きかけてごらんになつたことがあるかどうか、ひとつもやういふ御答弁に觸れてないやうに、私の聞き漏らしかもしれ

ませんが、思ひますので、お答えを願ひたいと思ひます。

○小瀧政府委員 私もまったく同感であります。特定國に対して、ある領土で行つておることを、すぐ權利とか、あるいはある特定の法律違反といふやうなことで申し入れるといふよりも、國際輿論に訴へるということが最も有効であらうと存じますので、先ほど申しましたやうに、今度の事件は非常に不幸であつたけれども、國際平和に役立つものがあつたのではないかと、これを申し上げたのであります。もちろんこれをやり／＼いたしますものは國際的なニュースでありまして、日本の國會での討議も相當詳細に世界各國に報道せられておりますし、また私もできるだけ正確なる情報を各國に知らせるやうにして、盛り上つて來る輿論を醸成するのには、今度の不幸な事件でありまして、この機会をとらえて十分やういふ面にも努力したいと思ひております。

○辻文委員 私が伺つておるのは、現在までにやういふことをおやりになりましたかといふことを伺つておるのではありません。事件が発生すると同時に、友好國、あるいは國連のことですけれども、個々に友好國に対してやういふ呼びかけをなさつたことがござい

ますかといふことです。

○小瀧政府委員 情報としては世界各國へ外務省として流しております。ただ利害關係を直接持たない國に対して申込れをするといふことはどうかと思ひますので、在外公館に對しまして情報を随時通報するといふ措置はとつております。ただ國際機關への申入れは、先ほど申し上げましたやうに

に、具体的な問題をとらえてやらなければなりませんので、とりあえずはこの四月のゼネヴァにおける會議では、今度の事件は非常に有効なる、貴重な資料を提供するものがあるかと確信いたします。

○辻文委員 一応わかつたやうな気がいたしますけれども、先ほどから繰返されておりますが、私どもの印象としては、何かしら外務省がぬるいやうな感じを現裏に受けておられますので、もしさういふことが今日までになされたいないといふことでしたら、私がただいま申し上げましたやうなことを、今度どうか現裏に行われるやうに要望して、私の質問を終ります。

○鈴木善委員 私はただ一点だけあります。私の質問の際に厚生省並びに海上保安庁の方がおそろいでございませんでしたので留保いたしておいたのであります。それは先日の外務委員會の政府の答弁におきまして、海上保安庁の砂本警備救難部長の御説明の中に、福龍丸のほかに原爆の灰の汚染を受けたものが十三隻あるといふ御答弁があり、さらに厚生省の楠本環境衛生部長が、厚生省の調査によるとさやうな事実はないといふ答弁をいたした、政府の間で食い違ひを生じておつたやうであります。本日の當委員會におきまして、厚生省の楠本環境衛生部長の先ほどの答弁によりまして、厚生省は約八十隻、八十萬貫以上の船と漁獲物を精密に調査したが、第五福龍丸以外にはさういふ被害を受けたものはないといふことを明確に答弁なさつておるわけでありまして、私は、この際海上保安庁におきまして、その後における調査によつて厚生省の調査と一致

するよう結果が発見されて、政府の調査はこれに完全に一致を見ておるかどうかということをお尋ねしたいのではありません。ということとは、先ほど来各委員からお話がありましたように、原爆の水産物に与えた被害というものが非常に過大に宣伝をされて、国内の消費大衆はもとより、アメリカその他の国に対する影響も非常に深刻のようによに察せられるのであります。今後のわが国のかつおまぐる等の輸出貿易の面に対する影響もきわめて大きいと存じますので、この際第五福龍丸以外にそのような被害を受けた船があつたかないか、この点を厚生省はつきりしないと言明しておりますが、海上保安庁のその後の調査の結果をこの際御発表願いたいと思つております。

○砂本説明員 結論的に申し上げますと、完全に一致している、こういうふうな中に申し上げたいと思つております。しかしこれには若干説明を加えたいのであります。私の方といたしましては、放射能そのものに對する調査その他の機関も知識もございません。従いましてビキニ関係と申しましようか、その地域を通りました船に對する帰航後のいろいろな反応の調査につきましては、厚生省並びにそれに関連を持つ各現地の機関がおやりになるのでございまして、私の方といたしましては放射能の状況、影響につきましましては放しからの方でやつてはおりません。でございまして、厚生省の放射能の影響につきましましての御意見は正しいと思ひます。私の方の特別な調査も意見もございません。

○田口委員長 小高憲郎君。
○小高委員 外務政務次官にお尋ねい

たしますが、国際ユネスコとこの水爆問題の關係でございまして。先ほど来議論は尽きておりますが、明快なる答えが出ませんでしたに同様なことが繰返されておるのであります。が、国際友好關係あるいは平和精神に根拠を持ちます国際ユネスコに提訴するとか、あるいはこの會議に持ち出すことは、国連へというよりもつと手近く、国際ユネスコにはわが日本は加盟しておるのでございまして、当然こういう措置がもつと早く講ぜられておらなければならぬと思つてございしますが、それに対する御見解を承りたいのであります。

○小瀧政府委員 御指摘のようにユネスコはそうした機関でありますから、ユネスコにおいてこの問題が取上げられるということは一つの考え方であらうと思ひます。しかしなるほど戦争中に日本はあつたやうな被害を受けたのであります。が、これまでのところ、この原子力の問題を出しますというところは、ユネスコで普通取扱つております問題の範圍以上に、政治的な問題を多分に含んでおりますため、今までのこうした申出をしたことはございせん。しかし今後あるいはそういう機会があるかも知れません。今までのところはそうした意味におきまして、非常に政治的な問題で、他の方面で取扱われていた問題でもありますので、これまではそうした発言をいたしたことはございせん。

○小高委員 せんだつて寺岡參事官においでになりましたとき、外務省にお歸りになつたらよく相談して、外務大臣が本日御出席いたされた場合に、あらかじめ答えを持つて来てもらいたいという要求を出しておいたのであります。が、政務次官がおいででございまして、さだめしこの答があるかと思つたのであります。それは太平洋の魚類全般に及ぶということ、先ほど来話が出ておる通りで、拡張解釈するとの際限がないのでございまして、それは同時に人類史上の一大問題として、せんだつて申し上げたことが内部で相談になつておるかどうか、それはこういうことを言うたのであります。かつてゴビの砂漠のはこりが旋風のために空へ上りまして、成層圏へ行つて、それが前世界へ広がつて、そしてこれが世界の流行かぜインフルエンザの原動力となつたというのを学者が報告してある。また核島の噴火が直接こへへ灰が飛んで来たわけではないかのごとく伝えられておるのであります。が、ともあれ太陽の色が当時まつ赤にかわり、成層圏へ舞い上つた核島の噴煙が東京へ降つた事実はあるのでございまして。こういうことから四月以降に行われまふところの試験が何回となく繰返され、その強度が四倍であるとか、五倍であるとかということになります。これらによつて推察するに、それはアメリカにも被害があるであらう、日本にも被害があるであらう、全世界、人類が非常な脅威を受けるのでございまして、この点についてあらかじめ魚類史上の問題として、慎重な考慮と協議をなされたいということ、きよう御出席のときにあらかじめ答えを持つて来てもらいたい意味のことを言うたのであります。が、相談があつたかないかは別といたしまして、さうな趣

旨で申し上げたのでありますから、これに對して相當広範圍な、水中の問題でなく、全人類に關することに相なつておられますので、外務省はもう少し、これは積極的に乗り出して決してさいつかえなからう、かような意味において、もし国連へ提訴するのであるいは主張するのが苦しいとしたら、その前に国際ユネスコへ勇敢に申し出たらどうか、こういうのでございまして、それに対する見解を承りたいのでございまして。

○小瀧政府委員 そういふ話は私は聞いておりませんが、すべて今調査中でありまふし、また今後どういふような措置をとるかというところ、米國側と話し合ふなければならぬ問題でありまして、その結果によつては、あるいはさういふ問題も考えなければならぬと存じますが、現在のところはこの問題を十分探究して、その結果によつて決定すべきものと考へております。

○山中(中)委員 大分時間もおそくなりましたので、ごく簡単に一点だけ政務次官にお尋ねしたいと思つております。先ほど来話も出ておりました損害の賠償に關する点であります。特に間接被害の賠償要求についての外務省としてのはつきりした腹を、この際承つておきたいと思つております。実は私昨日東京都内の足立区の魚市場に参りまして、東京都の中央卸売市場の業務部長、足立区の分場長、東京都の衛生技師並びに仲買人の代表、それから小売業者の代表、この魚の入荷状況、損害の程度、こいつたものを調査して参りました。それによりますと、この原爆のまぐろの入荷されましたのが十

六日でございまして、その前の三月十一日から十五日までまぐろだけについて調べてみますと、足立区で取扱ひました數量が二千八百五十三貫でありました。十六日は原爆のまぐろが入つた日でありまして、全然入荷がございせん。越えて十七日になりまして、千三百六貫目という半分以上に入荷が減少してしまひました。越えて十八日になりまして、九百貫目になつてしまひました。十九日になりまして、驚かなかれ、たつた三十六貫目よりほか入荷がない。二十日にはゼロ、こいつうやうな數字が明らかにになりました。それで仲買人等についていふ、話を聞きますと、十七日にはもう値段は三割から四割くらい安く売らなければならぬ、十八日にはほとんど半分以上の値段でなければ売れない、十九日にはほとんど売行きがない。残つたやつはほとんどたかといふと、残つたやつはほとんど原価を切つて売らなければならぬといふやうな状態であるといふこととあります。なお値段の点について調べてみますと、一番高いときで一貫目五百円、安いときは一貫目二百円になつてしまひました。小売業者の代表に聞きますと、原価を二割五分くらい引いて売らなければならぬやうな状態が続いて来た。残つたものについてはいくつにしようかと、店にストックしてそのまま置かなければならぬといふやうな状態で、こいつう被害を一体どうしてくれぬのか、こいつうやうなこととございまして。足立区だけで一日に平均概算で二百五十万円くらいの損害があつたといふこととございまして。これはただ東京の足立区だけ

の問題でありますけれども、東京都内の各魚市場におきまして、この種の現象があつたと思ひますし、また東京以外の日本各地においても、やはりこういう問題があつたと思ふのであります。この問題は、当然間接被害に對して、政府はアメリカに對して、これを要求するといふはつきりした考案を持つておるのかどうか、実はつけ加えて申し上げるけれども、アメリカ駐留軍が日本に駐留して、おつて、演習等によつて日本国民に損害を加えた場合に、間接被害に對しては、これは日本政府が賠償する、むしろこれは日本と半分ずつ負担すると思ひます。が、こういった日本の方で承諾をして基地を使わせて、それによつて起きた間接被害に對しては、アメリカ側において半額を負担するといふことがきめられてゐる以上、この公海の原爆の試験で、しかも直接被害をこうむつたかどうかわかりませんけれども、こういった被害を受けておる、この被害に對しては、当然私もアメリカに要求する権利があるといふふうに考へておる。聞くところによりますと、現在まだ百四十五隻も南方等の船が帰つて来ておらない。これがまた日本の港に着きますと、いわゆるまぐろの旋風で、またいろいろの問題が出て来るのではないかと、なるほど厚生省の方ではガイガーの検査等によつて、放射能のないものには刻印を押して、大丈夫だといふ宣傳をしておりますけれども、やはり日本人の心理というものは妙なもので、われ／＼初めまぐろを食ふといふことに非常に危険を感じております。これと、実はこういうことを言ふと非常に

た間接被害に對しては、当然要求する権利があると思ふけれども考へておりますが、外務省としては強くこれを要求する腹構えであるかどうか、この点を一点お伺ひしたいと思います。

○小瀧政府委員 まだこうした被害を調査中でありまして、具体的にどういふ形式で、どういふ賠償を要求するかは決定いたしておらないのであります。が、今仰せのような点も十分考慮しなければならぬと思ひております。

○山中(日)委員 数量とかあるいは金額とかいふものは、詳細調査しなければわかりにならないと思ひますけれども、今申し上げたように、現実にこの原爆まぐろのために被害をこうむつてゐる人々はあるわけですか。もうすでにデーターが出ておるわけですから、こういう場合に要求する考へがあるかどうか、その原則を聞いておるわけですか。

もう一点は、昨日の会合におきまして、小瀧委員から強く要望されましたのは、こういった自分たちの商売のやり方の上手、下手にかかわらない損失、つまり原爆まぐろのために、こういった収入減を来した。これに對しては、税の減免その他についても考慮を払つてほしいといふような強い要望もあつたのであります。政府はこういった不可抗的な、業者の間接的な被害による収入減に對しては、税その他については大蔵省でないからわからないけれども、もしも政府としてはどういふふうにか考へてゐるか、これをあわせてお聞かせ願ひたい。

○小瀧政府委員 国内措置についてはどういふふうにされるか、私答弁いたしかねますが、國際的に申しますと、実はこういうことを言ふと非常に

おしかりを受けると私予期してありますが、この種の事件につきまして、いろいろ取調べをしておりますが、間接被害といふものは、これまでの慣例によれば、原則としては取上げられないのが実情であります。ただ先ほど申し上げたように、私もこの間接被害も十分考慮に入れなければならないと思ひて、今具体的にどうするといふことは言明いたしかねます。原則といたしまして、間接被害といふものは、いろいろ拡大すればたいへんなものにもなりまゝ、おわかりないので、國際的な従来の慣例の原則を述べるとおつしやいますれば、これは含まないのが普通

のようであります。

○赤路委員 一点だけ私の質問に對する御答弁の中で、どうしても納得のできぬ点があるので、外務次官にお尋ねいたしますが、予測される爆撃に何ら申入れの意思がないといふことであつたと思ひます。やつてもいいとくはないと私は申し上げたのですが、やつてもいいとくはないといふことは同感である。しかしながら予測される爆撃には何ら申入れをしない。絶対にやらないといふことは言えないといふ。それはそれでいい、その点はよくわかる。しかしながらやつてもいいとくはないといふことは言えないといふ。私の申し上げたいのは、この予測される爆撃による危険区域の拡大なんです。それは非常に大きな不安を日本人に感ずるおそれがある。これは事実なんです。こうした不安を除去する意味から行きまして、これは何らかの意思表示をアメリカにするのは、私は当然じやないかと思ふ。これが何ら意思表示をなされな

いといふのは、私はどうしても考えられない。その点を申し入れる意思がないといふふうには、ばつと打切られたのですが、これではあまり考へ方がおかしいと思ふのだが、その点をもう一度御答弁願ひたいと思ひます。

○小瀧政府委員 あつたはそれはこれまでの質問に對しては、用語が足りなかつたのかもしれないが、絶対にやるなといふことを権利的な立場で言えないといふことは、あなたに對して答弁したはずであります。ただこの危険区域の拡大に關連する問題については、各省とも話し合ひをして、おのづから、隨時米國側に伝えてゐるが、さらに歩を固めてアメリカ側に申し入れるはずだといふことを鈴木さんの質問にもお答えしたはずであります。

○赤路委員 それは危険区域の拡大なんです。危険区域の拡大はよくわかつたのですが、危険区域が拡大することの根本には、その爆撃が予測される。だから私はそういう爆撃はやつてもいいとくはないと思ふのです。これは日本人全体の感情であるといふことは、私からやつてもいいとくはないといふ意思表示は、当然アメリカに對してやるべきではないか、こういうことを私は申し上げておる、この点です。

○小瀧政府委員 爆撃をやつてもいいとくはないといふことは、こつちが言わなくても、向うも十分知つてゐることと思ひます。ただどうしてやらなければならぬ場合は、できるだけ被害のないような措置をとらなければならぬので、そうした面を努力してゐる次第であります。

○赤路委員 これはこれ以上申し上げ

ません。こんなにやう問答になるので、実に困るのですが、今のほんとうの日本人の感情と日本の立場から言つた場合、少くとも——私は絶対にやるなといふような強いことを言へといふのではない。しかし少くともやつてもいいとくはないといふ意思表示ができれば、どうですか。

○小瀧政府委員 先ほどお答えいたしましたところでも、やつてもいいとくはないといふ意思が含まれてゐることは十分わかるだらうと思ひます。

○小高委員 秋はさつき御質問しましたのでやめようと思ひましたが、あまりこの問題に對する外務省當局の態度が軟弱であると同時に、敏感さを欠いてゐるのではないかと思はれるので、あえて一言つけ加へざるを得ないのであります。赤路委員が繰返してゐるやうであります。國際エヌエヌの調査を要請しないのか。國際エヌエヌのやうな平和機關に調査団を要請する、そして調査団が来ればおのづから答へが出るのであります。正面から正攻法でやるから、材料がほしいの資料が必要だのといふのであります。そういう手をもう少し鋭敏に打てないものか、これを私は要求してゐるのであります。これは激励する意味において、お答え願ひなくてもよろしいこととしておきますが、どうかそういう意味で、ひとつ特に鋭敏なる御努力を願ひたいと思ひます。

○田口委員長 この際北洋漁業並びに水産貿易に關する件について、松田鐵藏君より發言を求められておりますか